

# 消費税の軽減税率制度説明会を開催します!



適用税率の判定、請求書や帳簿の記載事項の追加など、軽減税率制度に向けた準備はお済みですか?

各税務署で説明会を開催し、制度実施後の日々の記帳や決算・申告など注意していただきたい点についてご説明します。

ぜひ、ご参加ください。

令和元年**10月7日**月~**11日**金 **15:00~16:30**  
(質疑応答時間を含む)

令和元年9月(制度実施前)に開催予定の主な説明会については、裏面をご覧ください。

## ○広島県内の説明会の開催一覧(中国地方の他県の税務署でも同じ日程で開催します。)

- ・事前登録とさせていただきますので、お早めに下記の連絡先までご連絡ください。
- ・連絡先に(代表)と表示の場合、音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。
- ・駐車場に限りがあります。お越しの際は、可能な限り公共交通機関等をご利用ください。

税務署名	開催場所	連絡先
広島東	広島市中区上八丁堀3番19号 広島東税務署2階 第一会議室	広島東税務署 法人課税第一部門 082-227-1343(タ イルイ)
広島南	広島市南区宇品東6丁目1番72号	広島南税務署 法人課税第一部門 082-205-5036(タ イルイ)
広島西	広島市西区観音新町1丁目17番3号	広島西税務署 法人課税第一部門 082-218-0642(タ イルイ)
広島北	広島市安佐北区亀山2丁目25番10号	広島北税務署 総務課 082-814-2494(タ イルイ)
呉	呉市中央3丁目9番15号 呉地方合同庁舎	呉税務署 個人課税第一部門 0823-55-3974(タ イルイ) 呉税務署 法人課税第一部門 0823-55-3978(タ イルイ)
竹原	竹原市中央3丁目2番12号	竹原税務署 調査部門 0846-22-0517(タ イルイ)
三原	三原市宮沖2丁目12番1号	三原税務署 法人課税部門 0848-62-3186(タ イルイ)
尾道	尾道市古浜町27番18号 尾道税務署3階 会議室	尾道税務署 法人課税第一部門 0848-22-2174(タ イルイ)
福山	福山市三吉町4丁目4番8号 福山税務署3階 大会議室	福山税務署 法人課税第一部門 084-975-7619(タ イルイ)
府中	府中市鶴飼町555番地40	府中税務署 法人課税第一部門 0847-45-2592(タ イルイ)
三次	三次市十日市東1丁目13番5号	三次税務署 法人課税部門 0824-62-2724(タ イルイ)
庄原	庄原市三日市町667番地5	庄原税務署 調査部門 0824-72-0476(タ イルイ)
西条	東広島市西条昭和町16番8号 西条税務署3階 大会議室	西条税務署 082-422-2191(代表)
廿日市	廿日市市新宮1丁目15番40号 廿日市地方合同庁舎3階 会議室	廿日市税務署 法人課税第一部門 0829-32-1223(タ イルイ)
海田	安芸郡海田町大正町1番13号 海田税務署付属棟2階 大会議室	海田税務署 法人課税第一部門 082-823-2449(タ イルイ)
吉田	安芸高田市吉田町吉田3604番地1	吉田税務署 調査部門 0826-42-0210(タ イルイ)

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。  
【7日-タ イル】 0120-205-553 【受付時間】 9:00~17:00(土日祝除く※)  
※令和元年9月及び10月につきましては、土曜日(9:00~17:00)も受け付けております。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

# 令和元年9月(制度実施前)に開催予定の主な説明会

- ・事前登録が必要な説明会もありますので、お早めに下記の連絡先にご連絡ください。
- ・連絡先に(代表)と表示の場合、音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。
- ・駐車場に限りがあります。お越しの際は、可能な限り公共交通機関等をご利用ください。

○令和元年9月17日～9月30日開催分

(8月28日現在)

税務署名	開催日		開催場所	連絡先
	日	時間		
広島東	R1.9.18	10:00～11:30	広島市中区上八丁堀3-19 広島東税務署2階 第一会議室	広島東税務署 法人課税第一部門 082-227-1343(ダイヤル)
	R1.9.19	10:00～11:30		
	R1.9.20	10:00～11:30		広島東税務署 個人課税第一部門 082-227-1296(ダイヤル)
	R1.9.24	14:00～15:30		
	R1.9.25	14:00～15:30		
広島南	R1.9.18	10:00～11:30	広島市南区宇品東6-1-72 広島南税務署3階 会議室	広島南税務署 法人課税第一部門 082-205-5036(ダイヤル)
	R1.9.18	13:30～15:00		
広島西	R1.9.18	15:00～16:30	広島市西区観音新町1-17-3 広島西税務署2階 会議室	広島西税務署 個人課税第一部門 082-234-3650(ダイヤル)
広島北	R1.9.17	15:00～16:00	山県郡安芸太田町大字戸内784-1 安芸太田町役場東館2階 大集会室	広島北税務署 総務課 082-814-2494(ダイヤル)
	R1.9.19	16:00～17:00	広島市安佐北区亀山2-25-10 広島北税務署別館1階 小会議室	広島北税務署 法人課税第一部門 082-814-2249(ダイヤル)
	R1.9.26	16:00～17:00		広島北税務署 総務課 082-814-2494(ダイヤル)
呉	R1.9.17	10:30～12:00	呉市中央三丁目9番15号	呉税務署 法人課税第一部門 0823-55-3978(ダイヤル)
	R1.9.17	15:30～17:00	呉地方合同庁舎5階 共用会議室	
竹原	R1.9.18	10:00～11:30	豊田郡大崎上島町東野6625-1 大崎上島町東野文化センター	竹原税務署 調査部門 0846-22-0517(ダイヤル)
	R1.9.27	9:30～11:30	竹原市中央5丁目6-28 竹原商工会議所	
	R1.9.27	14:00～15:20	豊田郡大崎上島町中野4098-4 大崎産業会館	
三原	R1.9.26	15:00～16:00	三原市宮沖町2-12-1 三原税務署1階 会議室	三原税務署 法人課税部門 0848-62-3186(ダイヤル)
尾道	R1.9.19	15:00～16:30	尾道市古浜町27番18号 尾道税務署3階 会議室	尾道税務署 法人課税第一部門 0848-22-2174(ダイヤル)
福山	R1.9.17	14:00～15:00	福山市三吉町4丁目4番8号 福山税務署3階 大会議室	福山税務署 法人課税第一部門 084-975-7619(ダイヤル)
	R1.9.24	14:00～15:00		
	R1.9.30	14:00～15:00		
府中	R1.9.17	10:00～11:30	府中市鞆飼町555-40 府中税務署2階 大会議室	府中税務署 法人課税第一部門 0847-45-2592(ダイヤル)
	R1.9.24	10:00～11:30		
	R1.9.30	10:00～11:30		
三次	R1.9.20	10:00～11:30	三次市十日市東1丁目13番5号	三次税務署 0824-62-2721(代表)
	R1.9.20	15:00～16:30	三次税務署1階 会議室	
庄原	R1.9.26	15:30～17:00	庄原市三日市町667-5 庄原税務署2階 会議室	庄原税務署 調査部門 0824-72-1001(代表)
西条	R1.9.17	10:00～11:00	東広島市西条昭和町16-8 西条税務署3階 大会議室	西条税務署 082-422-2191(代表)
	R1.9.24	10:00～11:00		
廿日市	R1.9.20	10:30～11:30	廿日市市新宮1丁目15-40	廿日市税務署 法人課税第一部門 0829-32-1223(ダイヤル)
	R1.9.30	10:30～11:30	廿日市地方合同庁舎3階 共用会議室	
海田	R1.9.26	15:00～16:30	安芸郡海田町大正町1番13号	海田税務署 法人課税第一部門 082-823-2449(ダイヤル)
	R1.9.27	15:00～16:30	海田税務署 付属棟2階 大会議室	
吉田	R1.9.27	10:30～11:00	安芸高田市吉田町吉田3604-1	吉田税務署 調査部門 0826-42-0210(ダイヤル)
	R1.9.27	13:30～14:00	吉田税務署	

説明会の開催予定については、随時更新しています。  
最新の説明会の開催情報(他県を含む)については、  
こちらからご確認ください。

軽減税率説明会

検索 



## 軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

- 軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。  
【URL】 <http://kzt-hojo.jp>  
【リダイヤル】 0120-398-111 【受付時間】 9:00～17:00(土日祝除く※)  
※令和元年9月及び10月につきましては、土曜日(9:00～17:00)も受け付けております。
- 軽減税率対応レジの補助金の期限(契約等の手続きが完了)は令和元年9月30日までです。